サーバ管理型乗車取扱規則

横高運2024第0416号 2024.12.4 制定 横高運2025第0043号 2025.5.13 改定

第1編総則

(この規則の目的)

- 第 1 条 この規則は、横浜高速鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)において、 旅客が所有する識別番号が記録された媒体を組み合わせて当社線を利用する旅客の 運送等(以下「サーバ管理型乗車」といいます)に関する利用条件を定め、もって利用 者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。
- 2 前項にいう識別番号(以下「ID」といいます。)とは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) クレジットカード等の会員番号およびこれに関連する情報
 - (2) 2次元コードに記録された情報およびこれに関連する情報

(適用範囲)

- 第 2 条 サーバ管理型乗車による当社線の旅客の運送等については、この規則の定める ところによります。
- 2 この規則が改定された場合、改定日以降のサーバ管理型乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
- 3 この規則およびこれに基づいて定められた事項は、旅客の利益に適合するときは、契約の目的に反せず、かつ相当な範囲において変更できるものとします。また、この規則の変更にあたり、この規則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生日について、あらかじめ告知するものとします。
- 4 この規則に定めのない旅客の運送等に関する事項については、当社の旅客営業規則 等に定めるところによります。

(用語の意義)

- 第 3 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1)「当社線」とは、当社の鉄道線をいいます。
 - (2)「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格(NFC)TypeA/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいいます。
 - (3)「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいいます。
 - (4) 「決済媒体」とは、EMVコンタクトレス決済で、第8号に定める対応改札機において 認証することができるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードおよびカード機能を 搭載する携帯情報端末をいいます。
 - (5)「都度利用」とは、決済媒体を使用して運賃を収受するサーバ管理型乗車をいいます。
 - (6) 「対応改札機」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいいます。
 - (7)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者、およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいいます。
 - (8)「管理サーバ」とは、決済媒体のID、乗車時の入出場情報等を管理するサーバを いいます。
 - (9)「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいいます。
 - (10)「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいいます。

(制限または停止)

- 第 4 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときはサーバ管理型乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがあります。
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を告知するとともに関係駅に掲示するものとします。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責任を負いません。

(利用履歴の確認)

第 5 条 旅客は、タッチ決済乗車サービス提携事業者のQUADRAC株式会社が管理するウェブサイトに会員登録をすることで、都度利用による乗車日、利用区間、乗車運賃等を確認することができます。

2 前項の確認は、当該ウェブサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができます。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

(決済方法および決済手段)

- 第 6 条 決済媒体を使用した決済方法は、提携タッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。
- 2 都度利用における乗車および決済可能なブランドは、VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover、Diners Club、銀聯国際とし、当社で決済ができるカードに限ります。
- 3 都度利用により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとします。
- 4 前項の立替払いにより、発行者は都度利用した旅客に対して求償債権を取得するもの とします。
- 5 都度利用により発生した運賃債権は、1日単位で集計するものとします。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとします。

(免責事項)

- 第 7 条 決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責任を負いません。
- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス(当社が提供するものを除く。) に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責任を負いません。
- 3 旅客が、カード機能を搭載する携帯情報端末の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、 当社はその責任を負いません。
- 4 携帯情報端末の決済媒体利用への接続における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとします。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、 かつ、これに同意したものとします。

第 2 編 旅客営業

第1章通則

(契約の成立時期および適用規定)

- 第 9 条 都度利用に関する旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合をのぞき、入場または乗車時に対応改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立します。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、 すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(目的および使用方法)

- 第 10 条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に使用することを目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 同一の決済媒体により、旅行開始駅および旅行終了駅において対応改札機で情報を読み取り、入場および出場し乗車処理を行なわなければなりません。
 - (2) 適用する運賃は、旅客営業規則第73条(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)に定める大人に限るものとします。
 - (3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で 再び入場することができません。
 - (4) 旅客の所持する決済媒体の不具合や携帯情報端末の電池切れ、通信障害等により第1号に規定する乗車処理ができない場合、都度利用は無効として取扱います。
 - (5) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱います。なお、決済媒体の 紛失に対し、当社は責任を負いません。

(取扱い区間)

第 11 条 乗車できる区間は、当社線全線の各駅相互間とします。

(制限事項)

- 第 12 条 サーバ管理型乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとします。
 - (1) 都度利用において、1回の乗車につき2以上の決済媒体を同時に使用すること。

- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること。
- (4) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 旅客の決済媒体において、有効期限終了、利用可能枠を超えた決済会社の使用制限または使用停止の措置を受け使用できない状態になったとき。
- (6) 決済媒体に登録された名義人以外が使用したとき。

第2章運賃

(運賃)

第 13 条 都度利用で乗車した場合の運賃は、原則として実際に乗車する経路および発着順序によるキロ程を使用して、旅客営業規則第77条(普通旅客運賃)および第77条の2(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)の各項に定める大人普通旅客運賃を適用し、別に定める場合を除いて同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して運賃を算出します。なお、小児普通旅客運賃の設定はありません。

(割引機能を利用した運賃)

- 第 14 条 都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については入場時に使用した決済媒体を継続して使用する場合に限り適用します。適用する割引の種類は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1)「上限設定割引」とは、予め設定された期間、上限金額に達した時点で、運賃割引(無賃扱いも含む)を行う場合
 - (2)「利用回数割引」とは、予め設定された期間、乗車回数に達した時点で、次回運 賃や可変的な運賃割引を行う場合
- 2 前項各号のほか、都度利用において対象期間や適用区間等、特別の条件を別途定め て割引運賃を適用することがあります。この場合、その適用条件、運賃等を告知するもの とします。

第3章効力

(効力)

- 第 15 条 サーバ管理型乗車における都度利用の効力は、第10条の規定により次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 片道1回の乗車に限り有効とします。
 - (2) 1つの決済媒体につき、同時に1人のみ入場処理を行うことができます。
 - (3) 入場処理された決済媒体で出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできません。
 - (4) 入場処理を行った当日限り有効とします。
 - (5) 途中下車の取扱いをしません。

(無効となる場合)

- 第 16 条 旅客が次の各号に該当するときは、当該都度利用を無効として取扱い、当該 旅客の乗車駅からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃と をあわせて収受します。
 - (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
 - (3) この規則の定めに基づかず使用したとき。
 - (4) その他不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 17 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第266条(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・ 増運賃の計算方)の規定を準用して計算します。

第4章特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い方)

- 第 18 条 旅客は、都度利用時に対応改札機において入場後、任意の駅まで乗車し、 出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間に対して旅客 営業規則に定める大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、使用媒体の発駅情 報の消去処理を受けなければなりません。
- 2 都度利用時に対応改札機において入場後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、 旅客営業規則に定める当該駅の入場料金を現金等の方法で支払い、発駅情報の消 去処理を受けなければなりません。

(入場処理未了時の取扱い)

第 19 条 旅客は、都度利用時に入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、第16条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払うものとします。なお、乗車駅が不明な場合は第17条の規定によります。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとします。

(出場処理未了時の取扱い)

第 20 条 旅客は、都度利用時に出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅からの最遠区間に対して、第16条第1項に規定する運賃・増運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。ただし、旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客の申し出による乗車区間に対する出場処理を行うものとします。この場合、当該決済媒体に出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとします。

(運行不能時の取扱い)

- 第 21 条 都度利用時の入場処理後列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができます。
 - (1) 無賃送還
 - (2) 任意による旅行中止
- 2 前項1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができます。この場合、入場駅において当該媒体の発駅情報の消去処理を行います。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から途中下車駅までの運賃相当額を途中下車駅において当該決済媒体により収受します。
- 4 第1項2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から旅行中止駅までの運賃相当額を旅行中止駅において当該決済媒体から収受します。

第 3 編 他社線

(他社線への都度利用および乗継ぐ場合の取扱い)

第 22 条 当社線と以下に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行います。

スロース 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
東急電鉄株式会社	東横線
	目黒線
	東急新横浜線
	田園都市線
	大井町線
	池上線
	東急多摩川線

(他社線内の取扱い)

第 23 条 当社線と前条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合、他 社線内における都度利用による取扱いについては、当該鉄道事業者の定めるところによります。

(他社線と乗継ぐ場合の運賃)

第 24 条 当社線と第 22 条に定める他社線の取扱い区間内を連続して乗車する場合、 実際に乗車した経路に基づき、鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算 方による運賃の合算額とします。